

# 児童虐待に関する相談・通告について

通告義務の対象が拡大され、「虐待を受けたと思われる」場合であれば、虐待通告が必要です。それが、結果として誤りであったとしても、通告者の責任は問われません。心配な子どもや家庭を見かけたら、ご連絡をお願いします。なお、虐待通告・相談の際には、わかる範囲で結構ですので、次の事項についてお伝え下さい。

- ①子どもの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、就園・就学状況
- ②保護者の氏名、家族構成
- ③虐待と思われる状況(誰から、いつから、頻度は、どんなふう)
- ④けが、あざ等の状況(部位、程度、健康状態、衣服の状況など)

## <児童虐待対応>

### 関係機関

#### 緊急性なし・虐待が疑われる

- 言葉による脅かし、拒否的態度
- 不衛生な状態が見られる
- 子どもの姿が確認できない
- 外傷が残るほどではない暴力
- 戸外に締め出される
- 子どもの外傷の不自然な説明 など

(平日)午前8時30分～午後5時15分(午後5時15分以降は音声案内※1)  
(土・日・祝日)音声案内※1

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北 区	053-585-1677
	天竜 区	053-922-0173

※1 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。  
なお、天竜区は直接守衛室につながります。

#### 緊急性あり

- 継続的な医療が必要な外傷  
(頭部や腹部の外傷、骨折、裂傷、目の傷、火傷など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為  
(乳児を強くゆする、頭部や腹部を殴る・ける、首を絞めるなど)

児童相談所 053-457-2703  
平日:午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)  
児童相談所虐待対応ダイヤル 189(24時間受付)  
児童相談所相談専用ダイヤル 0570-783-189(24時間受付)

※命の危険性、緊急度が高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

### 子育てに関する相談

育児の悩みや不安などの相談に応じます。保育所、幼稚園、学校など支援者の相談にも応じます。

浜松市児童家庭支援センター 053-525-9797

※相談内容の秘密は守られます。

(月曜日～金曜日 午前9時～午後6時)

# 学 齡 児 版 子どもの虐待から守る手引き ～「もしかして虐待？」…と思ったら～

## ～相談・通告は 支援のはじまりです～

浜松市では、関係機関が連携して、虐待の早期発見と適切な支援を図るため、浜松市要保護児童対策地域協議会を設置しています。

### ◆通告すべきか判断に迷う時

子ども虐待は、家庭の中で行われることがほとんどで、発見することが難しく、ちょっとしたサインを見逃さずにキャッチすることが大切です。「虐待と言いつけるかどうか」「勘違いだったらどうしよう」と通告を迷うような場合でも、通告先に連絡し、ありのままを相談してください。虐待のリスクについては通告窓口(通告受理機関)で調査し、判断します。

### ◆組織での対応が大切

虐待かどうか疑問に思った時は、ひとりで抱え込んだり自分だけで解決しようとせず、組織的な対応が必要です。そのためにも、虐待発見時の対応ルール(報告・相談・会議)を組織内で決めておく必要があります。

### ◆保護者との信頼関係

虐待をしている親の中には親自身が困っていて、虐待という行為でSOSをだしていることもあります。また、通告をきっかけに、保護者のもつ深い悩みに気づき、新たな支援がスタートすることもあります。虐待をしている親を責めるのではなく、家族の抱える問題を理解し、家族全体を支えるためにできるだけ早く支援の輪を築くことが必要です。

### ◆通告のタイミング

子どもが帰宅した後では、対応が困難になることがあります。また、一時保護など介入的な関わりが必要と考えられる場合は、その後の対応に時間を要する場合がありますので、午前中などできるだけ早い時間に通告することが望まれます。

## 子ども虐待とは

子ども虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害です。子ども虐待は大きく4つに分けられますが、これらが重複して起きていることが少なくありません。

### 身体的虐待

- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とすなどの暴力
- 逆さつりにする
- 溺れさせる
- 戸外に閉め出す
- 意図的に子どもを病気にさせる など

### ネグレクト

- 適切な衣食住の世話をしない
- 家に閉じ込める(学校に登校させない など)
- 医療ネグレクト  
(病気になっても病院へ連れていかない など)
- 子どもを家や車中に長時間放置する
- 子どもの情緒的欲求を無視する(愛情遮断 など)
- 同居人の虐待を放置する など

### 心理的虐待

- 言葉による脅かし、脅迫
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- 子どもの自尊心を傷つけるような言動
- 他のきょうだいは著しく差別的な扱いをする
- 子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

### 性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆
- 性器を触る又は触らせるなどの性的暴力、性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する など

# 小学校・中学校での気づきから支援まで

# 学校での1日チェックポイント

## 登校・朝の会

- 1. 外観**  
 体に不自然なあざ、外傷、火傷がある。  
 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れたりしている。  
 季節にそぐわない服装をしている。  
 きょうだいで服装や持ち物等に差が見られる。
- 2. 行動や言動**  
 笑わなかったり、教師と視線を合わせようとしなかったりする。  
 無表情であったり、落ち着きがなかったり、逆に、妙にはしゃいだり、友人をからかったりしている。  
 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。  
 頻繁に遅刻する。
- \*欠席の時**  
 無断欠席がある。  
 欠席の理由がはっきりしない。  
 保護者からの連絡が不自然である。  
 欠席で家庭訪問をした際に、保護者が不在であったり、子どもが寝ていたりする。

## 授業中

- 1. 外観**  
 体に不自然なあざや外傷、火傷がある。  
 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れたりしている。
- 2. 行動や言動**  
 わざと逆なですのような言動をとる。  
 他者どうまくかわれず、ささいなことでもすぐカッとなるなど乱暴な言動が見られる。  
 他人を執拗に責める。  
 教職員の顔を極端にうかがったり、接触を避けようとする。  
 極端に協調性がなかったり、周囲から孤立したりしている。  
 ふだんと違い、保健室等に行くなど、教室を離れる回数が増えている。  
 落ち着きがなかったり、無表情であったりする。  
 提出物を出さなかったり、持ち物を忘れたりする。  
 気力がなくなったり、字が乱雑になったりする。  
 何気なくあげた手に怯えたり、何気ない言葉に異常に反応したりする。

## 休み時間

- 1. 友人とのかかわり**  
 周囲から孤立したり、無表情であったりする。  
 児童生徒との話や、友人同士の話の中に虐待につながる内容がある。
- 2. 教師とのかかわり**  
 用事がなくても教師のそばに近づいてこようとする。
- \*体育の着替える時**  
 体に不自然なあざや外傷、火傷がある。  
 汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れたりしている。

## 昼食

- 1. 昼食時の様子**  
 給食を急いで食べたり、何回もおかわりをしたりするなど、食べ物への強い執着がある。  
 極端な食欲不振が見られる。  
 エプロンやナプキン等の必要な持ち物を忘れる。  
 弁当を持ってこなかったり、店で購入した弁当等をよく持ってきたりする。

## 放課後

- 1. 帰宅時の様子**  
 何かと理由をつけて、なかなか家に帰ろうとしない。
- 2. 活動の様子**  
 部活動をよく休むようになり、ふだんと違う表情や、行動があったりする。

## 放課後児童会等

- 1. 外観**  
 不自然なあざなどが見られる。  
 服装がいつも同じである。
- 2. 行動や言動**  
 おやつをいつもより多く食べる。  
 乱暴な言葉や行動がある。
- 3. 友人とのかかわり**  
 周囲から孤立したり、無表情である。  
 児童との話や、友人同士の話の中に虐待に疑われる内容がある。

## 測定・健診

- **身体測定** / 発育不良や不自然なあざ、外傷、火傷がある。
- **眼科健診(視力検査)** / 外傷の放置、心因性視力低下等がある。
- **耳鼻科健診(聴力検査)** / 外傷の放置、心因性聴聴等がある。
- **歯科健診** / ひどい歯(むし歯)、口腔内の外傷の放置等がある。
- **内科健診** / 衣服を脱ぐことや診察を怖がる。

## 保健室

- 1. 外観や体調の変化**  
 体に不自然なあざや、外傷がある。  
 病気が疑われないのに、体の不調を訴えている。  
 体重の極端な増減等の不自然な体の変化が見られる。
- 2. 行動や言動**  
 最近頻繁に入室している。  
 教職員の顔を極端にうかがったり、接触を避けようとしていたり、または、より接触を求めている。  
 わざと逆なですのような言動をとる。

# 日常の様子(気になることはありませんか?)

## 子どもの様子

- 話がきちんと聞けなかったり、他人事のような態度をとったりする。
- 必要以上に人に気に入られるように振舞ったり、人を笑わせたりしようとする。
- 日常生活や作文等に、放課後や休日の生活の様子が出てこない。
- 以前に比べ、落ち着きがなく、自暴自棄な言動やすぐにわかるような嘘をつく。
- 家出や徘徊等を繰り返す。万引き等の問題行動を繰り返す。
- 性的なことに極端に興味を持ったり、嫌ったりする。
- 絵画や作文などに性的関係・接触を暗示させるようなものが見られる。
- 急に性器への関心を見せるようになってきた。
- 自分の殻に閉じこもるようになってきた。
- 動植物等の命あるものをいじめたり、生命を奪ったりする。
- 家庭訪問や面談の際、保護者が同席していると、必要以上に気がつかない緊張しているが、保護者が席を離れると、安心して表情が明るくなる。

## 家庭の様子

- 電話や家庭訪問をした時、いつも子どもだけで家にいる。
- 長期にわたって欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしていないことがある。
- 夫婦仲など家族関係に不安があると感じる。

## 保護者の様子

- 子どものマイナスの面をよく口にする。
- 大きな声で怒ったり、暴力行為等があったりする。
- 子どもの発育等に無関心であったり、拒否的な発言があったりする。
- 子どものしつけに関する言動が常に変わることがある。
- 子どもの成績や評価、学習用具等の準備に無関心である。
- 保護者が子どものことでイライラするなど、精神的に不安定である。
- 行事などに不参加の場合が多い。
- 教材費や給食費を滞納している。
- 他者の保護者とかわることを極端に嫌うことがある。
- 連絡や約束をしても、面談を拒むことが多くある。
- 連絡帳への返事がなく、学校からの電話に出ないことがある。
- 近隣とのつきあいがなく、孤立している様子がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 子どもが夜遅くまで外で遊んでいた、徘徊したりしているのを黙認している。
- 子どもの健康状態に関心が低く、受診や入院の勧めを拒否することがある。
- 保護者の表情が硬かったり、教職員と目を合わさなかったりするなどの変化や不自然さがある。
- 体罰を肯定的にとらえていると感じる。
- 被害者意識が強いと感じる。
- 病気やアルコール・薬物への依存があると感じる。
- 欠席の理由や状況に不自然なところがあったり、内容がいつも違う説明をしたりする。
- 自宅に帰らないことが多い。

## 基本的な対応

- 1. 担任の対応**  
 (1) 担任ひとりで抱え込むことがないようにします。気づきがあればすぐに管理職・生徒指導・学年主任等に伝えます。  
 (2) 虐待の疑いを感じたときから、子どもに関係することを記録に残します。  
 (3) 子どもに、あざや、外傷、火傷の原因について聞いてみます。  
 (4) 保護者にも原因について聞いてみます。  
 (5) 保護者に、子どもの状況を話しながら、保護者が虐待行為について話すきっかけをつかんんだり、子育てを励まし助言するようにします。
- 2. 組織的な対応及び関係諸機関と連携**  
 (1) 不審に感じた時点から、時系列に記録をとります。  
 (2) 情報収集と並行して、対応について校内で協議します。  
 (3) 校内で生徒指導部を中心に、指導・支援体制を構築するとともに全教職員に共通理解を図ります。  
 (4) 虐待を疑われる子どもの様子、保護者の様子について、組織的(民生委員・児童委員・放課後児童会職員を含む)に情報の収集に当たります。  
 (5) 教育委員会に、該当する子どもや保護者の状況、社会福祉課(家庭児童相談室)、児童相談所等との連携について報告します。  
 (6) 社会福祉課(家庭児童相談室)、児童相談所等に速やかに通告します。
- 3. それぞれのケースで特に注意が必要なこと**  
**<緊急性が高く、命にかかわる場合も考えられると感じられる時>**  
 児童相談所、警察等へすぐに連絡します。  
**<地域から虐待していると連絡があった時>**  
 子どもの様子を注意深く見ていきます。気になることがあれば、社会福祉課(家庭児童相談室)、児童相談所等に連絡をします。  
 学校、関係諸機関等が役割を明確に連携した取組が必要な時は、ケース会議を実施します。

## 子どもへの対応

- <子どもから虐待の事実を聞いた時>**  
 子どもから聞く話を否定しないで、「よく話してくれたね」という姿勢で聞きます。  
 子ども(あなた)が悪いのではないことを伝え、親を否定することを言わないようにします。
- <子どもから虐待の事実を聞いたが、「言わないで」と口止めされた時>**  
 子ども(あなた)を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もある事を、子どもが納得できるように丁寧に説明します。

## 保護者に通告を告げる時

- なぜ通告したのかと聞かれた時は、通告の義務があることを丁寧に説明します。
- 子どものことを心配していることを伝えます。
- 保護者との対応の方法については、社会福祉課(家庭児童相談室)、児童相談所等と相談します。